

私鉄労働争議について

二二六一 鉄道監督局

一、京王帝都争議に対する都労委の斡旋と組合の無期限スト決定
十四日午后七時から徹宵都労委の斡旋が続けられたが勤務時間延長と賃金問題で意見の一一致をみるに至らず十五日午后再び斡旋が行われることになつた。

組合では十四日の中斗で十七日二十四時間全線スト、十八日バス線スト、十九日以降無期限ストを決定した。

二、京浜急行労組無期限スト決定

中央委員会で合理化問題（新賃金体系、勤務時間延長、新定員制）並びに基準賃金八セロー円（要求一八セロー円現行九セロー円）会社回答ハ八セロー円調停案ハセロー円が妥結しない時は十七日以降無期限ストに入ることを決定した。

三、鷹島電鉄労組十五日二十四時間ストに突入

一月以降賃金に關する地方委の調停案拒否後労使の交渉が續けられたが妥結に至らず組合は十五日二十四時間ストに突入した。

組合要求 八セロー円 現在 ベロロロ円

会社回答 合理化条件（勤務時間延長）に一~四月補給金八セロー円、五月以降基準八セロー円

調停案 一一五月補給金毎月三セロー円、六月以降基準ベロロ円

四、交通労團（地下鉄）争議妥結

十三日深更に及んだ都労委の斡旋に基き徹宵労使の交渉が行われた結果労働協約賃金問題（賞与一八セロー円、一時金ベロロ円とも妥結し組合は十四日からの超過労働拒否並びに十六日のオーバーストを中止した。